

## 令和4年度 第二回 PTA 総会 配布資料

PTA 活動への日ごろのご協力ありがとうございます。

今年度は PTA 活動に対する様々なご意見ありがとうございました。おかげでより良い PTA について会員皆様でこれまで以上に考えることができたと思います。アンケート等で本部に寄せられた意見をもとに、会則改定を検討しました。本総会にて、改定案について各条項ごとに採決をとります。1/16 ご案内のアンケートフォームより投票お願い致します。

なお、会則には「会則改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする」とあります。今回はweb配信のため「出席者」＝「投票総数」と定義します。また、従来ほぼ形骸化していた委任状のご提出を省略するため、今回については特例的に総会の出席者数による成立要件は適用外とさせていただきます。

以下、会則の改定案と、その補足説明になります。

**ゴシック太字**は追加、**取消線**は削除、を示しています。

(条番号の修正などの体裁修正は、追加・削除の表示を省略しております)

### 1. 第3条 活動方針の全面改訂

(方針)

第3条 次の方針に従って活動する。

~~1 児童の教育及び福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。~~

~~2 教育を本旨とする自主独立の団体として、いかなる支配干渉も受けない。~~

~~3 特定の政党、宗教に偏することなく、公正中立の立場を貫く。~~

1 本会の活動はボランティアのため、活動への参加の有無を他者に強制しない。

2 本会の活動において、青山小学校すべての児童は平等に扱われ、その保護者が会員であるか否かによって区別しない。

3 児童の健やかな成長のための環境整備を目的として、他の団体及び機関と協力するとともに、支配干渉は受けない。

4 特定の政治的、宗教的な活動、営利を目的とする活動、学校の管理や人事への干渉は行わない。

従来の内容をより意味のある内容に改訂いたします。

1項は、PTAがボランティアであるという前提を会則に明記しました。

2項については、PTA活動は学校に通う“全ての”子供たちの福利のための活動であることが、大津市教育委員会からも通達があり、今年度は本部からも皆さんに会員／非会員で児童への扱いが変わることはないことをお伝えしてきました。そのことを会則に反映させました。

3項については、例えば安全活動についてもPTA以外で見守り活動をしていただいている方々などからのご意見を参考にすることはありますが、最終的にPTA自身が活動内容を決めることを明確にしております。

## 2. 第4条 スクールガード活動の追記

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 家庭と学校が密接に連携する活動を行う。
- 2 児童の健全育成のための活動を行う。
- 3 会員相互の親睦を深め、教養を高めるための活動を行う。
- 4 **大津市教育委員会の取組に準じて参加するスクールガード活動。なお、活動内容は本部と地域部が協議して決定する。**
- 5 その他、教育上必要な活動を行う。

先日のアンケートを参考に、スクールガード活動へPTAが参加することを明記しました。また、その活動内容について、従来は本部か地域部かどちらが対応するか不明確だったため、双方が協議して決定することを明記しました。

## 3. 第6条 入会規定の追加

(入会)

第6条 本会へは強制ではなく、あくまで自由意思で入会できる。

- 1 本会への入会希望者は、別紙に定める入会意思確認書にて入会の意思表示をした上で会長に提出する。

従来明記されていなかった入会方法を明確にしました。PTAがボランティア活動であることから、強制ではなくPTA活動にご賛同の意思をもって入会いただくことを明記しました。

## 4. 第7条 退会規定の追加

(退会)

第7条 本会は理由によらず退会したい時に自由に退会できる。

- 2 本会の退会希望者は、別紙に定める退会届を会長に提出する。
- 3 会員は、退会者やその児童に、退会以降の地域生活や学校生活においていかなる不利益も生じないよう十分に配慮する。

従来明記されていなかった退会方法についても明確にしました。PTA には自由意思でご加入頂いていることから、退会についても理由を問わず可能であることを明記しています。また、PTA 活動は学校に通う“全ての”子供たちの福利のための活動であることが、大津市教育委員会からも通達があり、今年度は本部からも皆さんに会員／非会員で児童への扱いが変わることではないことをお伝えしてきました。さらに PTA がボランティア活動であることから、加入によるメリットはあったとしても退会によるデメリットやペナルティは存在しません。会員の皆様とも認識を共有するため会則へ記載致します。

退会規定があると退会者が増えるのでは？との懸念をもたれる方がいらっしゃるかもしれませんが、退会者を無理に繋ぎ止める事は不適切であると考え、皆様がより一層活動しやすくやりのある PTA 活動にしていくことをご賛同頂くことを目指していきます。

## 5. 第3章 第8条 本部役員の変換の明確化

### 第3章 本部役員及び委員と任務役割

(本部役員)

第8条 本会を運営するための活動方針を決定し、会員、学校、その他関係機関との調整を行うための本部を本会に組織する。本会本部に、次の役員を置く。ただし選出過程で定員が確保できない場合は、第12条の定めに従う。

- 1 会長 1名 (保護者)
- 2 副会長 2名 (保護者 2名)
- 3 参与 1名 (青山小学校長をもってあてる)
- 4 庶務 4～5名 (保護者 3名、教職員 1～2名)
- 5 会計 3名 (保護者 2名、教職員 1名)

従来の会則には記載のなかった「本部」とその目的を定義しました。また、「任務」では義務感が生じるため「役割」に置き換えました。

さらに本部役員が立候補にて定員を確保できない場合の取り扱いを記載しました。詳細は12条の改訂内容をご参照ください。

## 5. 第12条 本部役員の選出方法の改定

(役員の選出)

第12条 本会の役員の選出方法は、次のとおりとする。

- 1 本会の会長、副会長、庶務（教職員は除く）、会計（教職員は除く）の選出は、毎年10月末までに次年度役員の立候補を3日間**一定期間**募り、前記の役職についてそれぞれ定数を超えた立候補者がある場合は、会員による選挙または立候補者による話し合いを実施する。
- 2 それぞれの役職への立候補が定数以内の場合は、会員の信任を問うこととする。
- 3 立候補により定数が満たない場合は、本会の役員は役員候補者推薦委員会によって推薦され、会員の信任を問うこととする**ができる**。なお、~~推薦の前に再度の立候補を募ることが~~  
~~できることとする。~~ **もしくは、役職不在や定員未達のみで本部運営をすることができ**  
**る。ただしその場合は、当年度役員と次年度役員立候補者がそのことに合意し、なおかつ**  
**会員を対象とした投票にて投票者の過半数の賛成を要することとする。**
- 4 信任投票は、毎年3月末までに実施し、投票総数の過半数をもって信任されたものとする。
- 5 役員において欠員が生じた場合、欠員に該当する役員の立候補を3日間**一定期間**募り、複数の立候補がある場合には会員による選挙を実施する。ただし、立候補者がいない場合には、同条第2項及び第3項に準ずる。

従来、本部役員の立候補期間を3日間に定めていましたが、3日間とする必然性はなく、また二次募集の可能性も含め、柔軟に立候補期間を設定できるように改訂します。また、立候補者が少ない場合は、従来通り推薦によって選出することも可能ですし、所定の手続きにより役職不在や定員未達のまま本部を立ち上げることも可能とし、役員選出方法にも柔軟性をもたせました。今後の児童数や会員数減少を見据えての改定でもあります。

6. 第14条 地域委員、学年委員の選出方法の改定

(委員の選出)

第14条 本会の委員の選出方法は、次のとおりとする。

- 1 **翌年度**の地域委員の選出については、毎年、前年度中に前年度末までに実施するものとする。~~選出に際し、各地域において立候補を募ることが~~  
~~できる。立候補により定数に満たない場合は、原則として最高学年の会員世帯より互選する~~**で協議し選出する**。ただし、過去において役員、または地域委員に選出されたことのある会員世帯については、**原則として**

選出しないものとする。

- 2 ~~翌年度の~~学年委員の選出については、~~毎年、前年度中に各学年で互選する前年度末までに~~立候補を募ることとする。立候補により定数に満たない場合は、**会員世帯で協議し選出することができる。**ただし、過去において役員、学級委員、または学年委員に選出されたことのある会員世帯については、原則として選出しないものとする。
- 3 その他、委員の選出に必要な事項は細則に定める。

地域委員の立候補で定数に満たない場合の選出方法を「互選」ではなく、実態に即した「協議し選出」に修正しました。学年委員についても、立候補を実施し、その後必要な場合は皆様で協議と修正しました。令和5年度の学年委員は立候補のみで選出予定です。そのような柔軟な選出が可能なように修正しました。

## 7. 第22条 総会の成立要件、決議要件の改訂

(総会)

第22条 ~~総会は、次のとおりとする。~~

- 1 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高議決機関である。
- 2 総会は、定期総会と臨時総会とし、会長が召集する。
- 3 定期総会は年度当初に開催する。
- 4 臨時総会は、委員総会が必要と認めたとき、または、会員の3分の1以上の請求があったとき、会長は召集しなければならない。**その他会長が必要と認めたときに召集することとする。**
- ~~5 総会は、会員の2分の1（委任状を含む）以上の出席で成立することとする。~~
- 5 総会の議事は、**出席者投票者**の過半数で議決する。
- ~~6 総会に出席することができないときは、委任状をもって出席に代えることができる。~~
- 6 総会の議長は会員より選出し、選出方法については、細則で定める。
- 7 この他、総会に必要な事項は細則で定める。

総会の成立要件を削除しました。ここ数回、総会をwebで実施した結果から、実際に会場にお越しただかなくても十分に総会実施が可能と判断致しました。今後は、会議体の場合でもwebの場合でも、全会員に資料を配布し、数日間議決権行使書を書面でもwebでも受け付ける方法で総会を実施していく予定です。

この方法により、出席者の定義が不要になり、委任状も提出不要となります。また、全会員へ資料を配布することで従来の総会成立要件も削除可能と判断致しました。投票者が非常に少ない場合には、会員の総意が議決に反映されない懸念がございますが、会員の皆様には全員参加のPTAにご協力いただき積極的に投票頂きたいと考えております。本部でも効率的な投票

手段を引き続き検討します。

#### 8. 第28条 会費の改訂

~~第28条 本会の会計は、次のとおりとする。~~

- 1 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。
- 2 本会の会員（保護者及び教職員）は、~~月250円の~~**1世帯当たり月300円の**会費を納入することとする。~~ただし、児童が2名以上在学する場合は、2人目から月150円を納入することとする。~~
- 3 本会の会費は、児童が月当たり一日以上在籍する保護者を対象に納入することとする。

PTA は学校に通うすべての子供たちの福利のために保護者と教師が自発的に行う活動であることが、大津市教育委員会から通達されています。この観点で考えると、PTA の主体は保護者であり、児童当たりでの徴収よりも世帯当たりの徴収の方が適切と判断致しました。従来皆様から納入頂いた会費総額とほぼ同額となるように、1世帯当たり毎月300円に会費を設定いたしました。この改定により、毎年会員児童の兄弟構成を確認したり、会費を世帯ごとに異なる金額に徴収設定したりする作業も省略することができ、会計作業の大幅な省力化も可能となります。

以上